

# 令和6年度 学生駐車場許可証の交付申請について

本学では、「構内の交通安全と教育・研究環境を保持」するため、構内における自動車、二輪車および自転車(以下「車両」という。)の交通規制を実施しています。

自動車もしくは二輪車で通学を希望する学生は、「学生駐車場駐車許可証」の交付申請手続きを行い、許可を得たうえで、所定の場所に駐車してください。

## 自動車の駐車許可について

(1) 申請資格(以下の条件をすべて満たす者):

- ① 本学の学生(研究生・科目等履修生を含む)。ただし、学部生は2年次以上であること。
- ② 週の3日以上(土日は含まず) 勉学または研究のために通学する者。(サークル活動は不可)
- ③ 申請にあたり、申請書に必要事項を記入し、指導教員等の承認を受けた者。
- ④ 自宅から大学までの距離(通学に要する距離のみ)が5 km以上の者で、公的交通機関(電車・バス等)に比べ、車両を利用した場合、通学時間が大幅に短縮できる者。

※収容台数以上の応募があった場合は、原則として年次が高い(大学院生を含む)方を優先します。また、年次が同じ場合は、距離や事情を踏まえて審査し、決定しますので、ご了承ください。

その他特別な事情により、車両による通学を希望する学生は学生支援課まで申し出ること。

(2) 申請方法: 右のQRコードより申請(マイクロソフトフォームズで申請)  
学生駐車場ホームページの【申請フォームズ】ボタンからも可



(3) 申請期間: 令和6年4月1日(月)~4月22日(月) AM12:00まで  
※令和5年度に許可を受けており、継続利用を希望される方も、  
必ず4月22日(月)までに申請をしてください。

(4) 提出書類:

- I. 駐車許可証交付申請書(指導教員等の承認が必要です。承認したことがわかる物を一緒に添付)
- II. 学生証、運転免許証および車検証の写し(継続利用する方で変更がない場合は省略可)
- III. 学部3年生以下の者は、週3日以上通学することがわかるもの(例:Web学生システムの履修登録状況)

(5) 結果通知: 個人の@ms.saitama-u.ac.jpのメールアドレスへ、  
結果を4月25日(木)午後(予定)に通知します。

(6) 交付場所: 全学講義棟1号館1階 学生センター内 学務部学生支援課学生生活支援担当  
結果通知と一緒に送付する書類の提出と交換に許可証・入構カードをお渡しします。

(7) 注意事項:

- ① 学生駐車場の駐車許可証の有効期限は、当該年度(令和7年3月末日まで)限りです。
- ② 自動車と二輪車の併用申請はできません。

## 二輪車の駐車許可について

二輪車については、学生支援課窓口にて随時受け付けます。学生証および運転免許証の写しと共に駐車許可証交付申請書を提出してください。

